

荒廃農地再生利用・集積化促進対策事業実施要領

制定	平成31年3月29日	農構第30193-5号
一部改正	令和2年3月24日	農構第30193-2号
一部改正	令和3年3月16日	農構第30193-3号

第1 目的

本県における耕作放棄地（以下、荒廃農地及び遊休農地を含んだものをいう）は、農業従事者の減少や高齢化から、ここ10年間、14千ヘクタール前後で高止まりの状態が続いており、多くの市町村で、耕作放棄地対策を農地政策の重要課題と位置づけている。

このため、県内各地域において荒廃農地等を引き受けて農地を再生利用する取組を支援することにより、農地の適正利用とその継続性の確保を図る。

第2 事業の内容

本事業は、農地集積や県振興品目等の栽培を目的として、担い手等が荒廃した遊休農地等を引き受けて農地を再生利用する取組、並びに市町村が行う荒廃農地の発生防止に係る取組を補助するものとし、その内容は、別記「荒廃農地再生利用・集積化促進対策実施基準」に定めるとおりとする。

第3 事業実施主体

事業実施主体は市町村とする。

第4 助成対象者

助成対象者は、第2の事業に取り組む市町村、農業者、複数の農業者により構成される農業者組織、地域耕作放棄地対策協議会等とする。

第5 事業の実施手続

1 実施計画書の作成

(1) 事業を実施しようとする事業実施主体は、荒廃農地再生利用・集積化促進対策事業実施計画書（様式第1号）（以下「実施計画書」という。）を作成するものとする。

(2) 実施計画書の作成に当たっては、事業実施主体内において十分な調整を図るとともに、関係施策との関連を考慮し、農業事務所等の指導を受けて作成するものとする。

2 事業計画の承認申請

上記1の(1)に規定する実施計画書を作成した事業実施主体は、荒廃農地再生利用・集積化促進対策事業計画承認申請書（様式第2号）に実施計画書を添付し、農業事務所長（以下、「所長」という。）に提出して承認を受けるものとする。

3 事業計画書の承認要件

所長は、上記2の規定により提出された実施計画書が実施基準を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、実施計画の達成が確実であると見込まれる場合、荒廃農地再生利用・集積化促進対策事業計画承認通知書（様式第3号）を交付し、その承認を行うものとする。

4 事業計画の重要な変更

事業実施主体は、所長の承認を受けた事業計画の重要な変更を行う場合には、上記1及び2の規定に準じて、変更後の実施計画書を作成するとともに、荒廃農地再生利用・集積化促進対策事業計画変更承認申請書（様式第4号）に変更後の実施計画書を添付の上、所長に提出し、荒廃農地再生利用・集積化促進対策事業計画変更承認通知書（様式第5号）により、その承認を受けるものとする。

なお、重要な変更とは次の(1)及び(2)に該当する場合とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える変更

第6 事業の指導推進体制

所長は、指導推進体制を整備し、実施計画書の作成及び事業の適性かつ効果的な実施について指導するものとする。

第7 事業実績の報告

1 実績報告書の作成等

事業実施主体は、第2に掲げる事業を完了したときは、荒廃農地再生利用・集積化促進対策事業実績報告書（様式第1号）（以下、「実績報告書」という。）を作成し、所長に提出するものとする。

2 実績報告の期日

上記1の報告は、原則として事業完了後2ヶ月以内又は事業実施翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までとするが、所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

3 実績報告の報告

所長は、上記2に基づき、事業実績の報告を受けた場合には、実績報告書の写しを添付の上、速やかに知事に報告するものとする。

第8 事業の評価

1 事後評価の実施

(1) 事業を実施した事業実施主体は、事業評価表により事後評価を行い、実績報告書に添付し、所長に提出するものとする。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、所長が必要と認めるときは、事業実施主体は事後評価を行い、所長の指定する期日までに結果を報告するものとする。

第9 助成

知事または所長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において助成するものとする。

第10 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月16日から施行する。

(様式第1号)

〇〇年度荒廃農地再生利用・集積化促進対策 事業実施計画（実績報告）書

1 事業実施主体名等

(1) 市町村名

(2) 計画書作成年月日

2 実施計画（実績報告）

(発生防止)

No.	事業区分	開催・実施時期	開催・実施内容・製作物等	場所等	参加人数 (実施回数)	事業費	具 体 内 容
						円	
						円	

(再生利用集積)

地区名 (大字等)	中山間地域	再生計画（実績）				交付額（円）		
		地目	面積(a)	助成対象者	解消内容	県 費	市町村費	
事務費（積算）								
合計		—		—	—			

※中山間地域に該当する場合は、○を記入する。

※面積について、10㎡未満は切り捨てとする。

※実績報告の場合、別添様式1-1を添付のこと。

〇〇年度荒廃農地再生利用・集積化促進対策実績確認報告書

作成年月日： 年 月 日

助成対象者名：

1 実績確認一覧表

番号	地区名	地番	地目	面積 (a)	再生作業に 要した経費	10a当たり 経費	助成対象者	確認 年月日

※面積について、10㎡未満は切り捨てとする。

2 実績確認写真整理表

番号	再生前	再生後

※番号は、実績確認一覧表の番号と対応のこと。

(様式第 2 号)

文書番号
〇〇年〇〇月〇〇日

群馬県〇〇農業事務所長 あて

市町村長 氏 名

〇〇年度荒廃農地再生利用・集積化促進対策実施計画の承認について(申請)

荒廃農地再生利用・集積化促進対策実施要領第 5 の 2 に基づき、実施計画を承認されたく申請します。

※荒廃農地再生利用・集積化促進対策実施計画書(様式第 1 号)を添付のこと。

(様式第3号)

○農 第○○○-○○号
○○年○○月○○日

(事業計画承認申請者) 様

群馬県○○農業事務所長

○○年度荒廃農地再生利用・集積化促進対策実施計画の承認について(通知)

○○年○○月○○日付け○○により申請のあった、標記事業実施計画について、荒
廃農地再生利用・集積化促進対策実施要領第5の3に基づき承認します。

(様式第4号)

文書番号
〇〇年〇〇月〇〇日

群馬県〇〇農業事務所長 あて

市町村長 氏 名

〇〇年度荒廃農地再生利用・集積化促進対策実施計画の変更承認について(申請)

荒廃農地再生利用・集積化促進対策実施要領第5の4に基づき、事業実施計画を変更承認されたく申請します。

記

1 変更内容及び理由

2 変更後の事業実施計画

※様式第1号の様式に準じて、変更のあった箇所のみ、変更前後を対比できるように2段書きとするとともに、(変更後を下段、変更前を上段にカッコ書き)、必要書類を添付すること。

(様式第5号)

○農 第○○○-○○号
○○年○○月○○日

(事業計画承認申請者) 様

群馬県○○農業事務所長

○○年度荒廃農地再生利用・集積化促進対策実施計画の変更承認について(通知)

○○年○○月○○日付け○○により申請のあった、標記事業計画の変更承認について、荒廃農地再生利用・集積化促進対策実施要領第5の4に基づき変更承認します。

(様式第 6 号)

荒廃農地再生利用・集積化促進対策事業評価表

事業実施年度	
事業主体名	
事業内容	
事業費（うち県費）	

事業効果及び目標の達成状況	
自己評価及び改善事項	
農業事務所記入欄（事後評価・指導事項等）	

荒廃農地再生利用・集積化促進対策実施基準

第1 一般基準

- 1 本事業は、農地集積や県振興品目の栽培等を目的として、担い手等が荒廃農地等を引き受けて農地を再生利用する取組、並びに市町村等が行う荒廃農地の発生防止に係る取組を補助するものとする。
- 2 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- 3 事業主体は、荒廃農地の発生予防、再生等の取組にあたり、事業費の低減を図るものとする。
- 4 本事業における用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 認定農業者
ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第12条第1項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体。
イ 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人。
 - (2) 認定新規就農者
基盤強化法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体。
 - (3) 基本構想水準到達者
年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体。
 - (4) 集落営農組織
年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体。
 - (5) 農地中間管理機構
農地中間管理機構とは、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第101号）第4条に定めるものをいう。
 - (6) 事業の実施区域
事業の実施区域は、原則として、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域を除く区域とする。

(7) 遊休農地

ア 2号遊休農地

農地法第30条に基づく「利用状況調査」（以下「利用状況調査」という。）の結果、同法第32条第1項第2号に該当する農地（以下「2号遊休農地」という。）とされたもののうち、作物の栽培に向けた発生防止作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地。

イ 1号遊休農地

利用状況調査の結果、同法第32条第1項第1号に該当する農地（以下「1号遊休農地」という。なお、1号遊休農地は、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。以下「荒廃農地調査」という。）7の①の「A分類」（再生利用可能な荒廃農地）に区分された農地と一致する。）とされたもののうち、作物の栽培に向けた再生作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地とする。

(8) 補助事業費

補助事業費は、本県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施工に係る雇用労働者の労務費並びに資材費及びその他必要な経費を補助の対象とすることができるものとする。

第2 交付要件

補助の対象となる支援の要件は、対象農地を引き受けて再生し、農業上の利用を図る農業者に対し、市町村が行う支援で、次の要件を満たすものとする。

ただし、表1に該当する場合には、補助金を交付しないこととする。

1 発生防止（推進事業）

(1) 助成対象者

荒廃農地再生利用・集積化促進対策事業実施要領（以下、「実施要領」という）第2の事業に取り組む市町村又は農業者、複数の農業者により構成される農業者組織、地域耕作放棄地対策協議会等とする。

(2) 補助対象経費

荒廃農地の発生を予防する取組に要する経費（荒廃農地の予防等の取組に係る消耗品、燃料費、研修会費、啓発資料作成等。詳細は、別表のとおり）として、支出されたものであること。

(3) 補助対象農地
再生等の取組を行う場合は、原則として、別記「荒廃農地再生利用・集積化促進対策実施基準」（以下、「実施基準」という）第1（7）の事業の実施区域内の遊休農地として報告されている農地,又は、近い将来、1号遊休農地になる恐れのある農地として認められるもの。

(4) その他要件
当該年度中に事業計画の遂行が確実に見込まれること。

2 再生利用・集積（伐採・抜根、整地等）

(1) 助成対象者
実施要領第2の事業に取り組む農業者、複数の農業者により構成される農業者組織、地域耕作放棄地対策協議会等とする。

(2) 補助対象経費
荒廃農地を再生・利用する取組に係る経費のうち、障害物除去（草木の刈払、抜根、草木・根の処分）、整地、測量に要するものとする。

(3) 補助対象農地
ア 再生等の取組を行う場合は、原則として、第1（7）の事業の実施区域内の1号遊休農地の再生に係る取組であること。

イ 補助対象農地は、原則として10年以上、無償で機構に貸し付けること。

(4) その他要件
ア 機構から借り受ける農業者等が、予定できること。
なお、農地の所有者及び農地を機構へ貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び機構から借り受ける場合は対象としない。

イ 機構から借り受けた農業者等は、借受後5年以上耕作すること。

ウ 当該年度中に事業計画の遂行が確実に見込まれること。

第3 事業計画の採択

事業計画の採択は、予算の範囲内で行うものとし、発生防止（推進事業）に係る計画を優先的に採択する。

また、再生利用・集積に係る採択に関しては、政策目標である担い手の農地集積率の向上への寄与する効果等を比較検討の上で、事業効果が高いと判断された計画から順に採択する。

第4 補助金の交付額

1 発生防止（推進事業）

補助対象事業費の1/2以内とする。ただし、県交付額の上限は、10万円とする。

2 再生利用・集積（伐採・抜根、整地等）

(1) 補助対象事業費の上限

再生利用・集積（伐採・抜根、整地等）に係る補助対象事業費は、200万円未満とする。

(2) 取組単価と県交付額の上限

補助対象となる取組単価は、5万円/10a以上とする。ただし、県交付額の上限は以下のとおりとする。

ア 中山間地域以外

県交付額は25千円/10aを上限とする。

イ 中山間地域

県交付額は50千円/10aを上限とする。

ただし、取組単価が5万円/10a以上で、10万円/10a以下の場合、その取組単価を上限とし、県交付額はその取組単価の1/2を上限とする。

(3) 額の算定

交付対象者別に、交付要件を満たす再生利用を行った対象農地の面積（10㎡未満は切り捨て）に(2)の取組単価を乗じることにより算定するものとする。

3 共通

本事業は、県と市町村の協調助成により取り組むものとし、上記1及び2の各事業について、各補助対象経費の2分の1を事業主体である市町村が負担すること。

第5 補助金の交付手続き

1 発生防止（推進事業）

(1) 補助金の交付を受けようとする市町村長は、農業事務所長（以下、「所長」という。）に対し、当該年度の3月31日までに完了予定となる事業計画の承認申請を行うものとする。

(2) 所長は、(1)の申請があったときは、補助金の交付要件について審査し、交付要件を満たすものとして認定したときは、市町村長に補助金の交付決定を通知し、交付要件を満たさないものと認定したときは、市町村長に補助金の不交付決定を通知するものとする。

(3) 市町村長は、事業の目的どおり荒廃農地の発生予防がされたかどうか対象農地の再生前後の状況を確認するとともに、再生利用に要した実績経費が交付要件に該当するか否かを併せて確認するものとする。

2 再生利用・集積（伐採・抜根、整地等）

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、交付対象となる農用地の所在地の市町村長に当該年度の3月31日までに支援が完了予定となる事業計画の承認申請を行うものとする。

(2) 市町村長は、(1)の申請があったときは、補助金の交付要件について審査し、交付要件を満たすものとして認定したときは、当該申請者に補助金の交付決定を通知し、交付要件を満たさないものと認定したときは、補助金の不交付決定を通知するものとする。

- (3) 市町村長は、事業の目的どおり荒廃農地が再生されたかどうか対象農地の再生前後の状況を確認するとともに、再生利用に要した実績経費が交付要件に該当するか否かを併せて確認するものとする。

第6 補助金の返還手続き

市町村長は、補助金の交付を受けた農業者等が次の各号に該当すると認められる場合は、補助金交付取消決定通知書により補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

なお、補助金の交付を受けた農業者等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市町村長へ届け出るものとする

- (1) 補助金の交付を受けた農業者等が、利用権設定等を受けた対象農地を5年に満たない期間で返還し、農業上の利用が5年以上継続されなくなったとき。
ただし、次の各号の場合を除く。

ア 災害により対象農地が崩壊した場合

イ 公用公共の用に供するための買収が行われた場合

ウ 利用権設定等を受けた者の死亡等による場合

エ 利用権等が設定された対象農地が5年に満たない期間で返還された場合でも、相当以上の期間を置かず、機構を通じて別の農業者等に利用権が移転され、農業上の利用が継続される場合。

- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

第7 他の制度との調整等

本事業により、補助金の交付を受けた農業者等は、同一の農地について、農用地利用集積事業による奨励金の交付を重複受給できないものとする。

ただし、利用権等の設定者が、農用地利用集積事業による奨励金の交付を受ける場合は、この限りでない。

別表 発生防止（推進事業）の対象経費

推進事業の対象経費は、補助対象事業遂行のため必要な経費であって、次表の区分に従い支出した経費に限るものとし、領収書等の支出を証明する書類は必ず保管のこと。

節		区 分	補助対象外事例
報償費	謝金	○補助対象事業の研修等の講師等に対する謝金 ・視察先、講師等の謝金	○土産代等左以外の報償費
旅費	普通旅費	○補助対象事業施行のため直接必要な旅費 ・先進事例調査、市場調査等のために必要な旅費	○宿泊経費

	講師等旅費	○補助対象事業の研修等の講師等に対する旅費 ・講師等の旅費	
需用費	消耗品費	○各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品に係る費用	○事業以外の用途に供する消耗品費
	燃料費	○補助対象事業の先進事例調査、研修等の際にかかった燃料費 ・燃料費（自動車等の燃料費）	○事業主体の運営経費的（日常的に発生する経常経費）な燃料費
	食糧費	○事業施行上特に必要な食糧費とする。 ・講師等弁当、茶菓子賄料	○懇親会費 ○会食経費
	印刷製本費	○資料、図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費	○事業以外の用途に供する資料費
役務費	通信運搬費	○郵便料、電信電話料、運搬費等	○事業以外の用途に供する通信運搬費、手数料、回線使用料
	手数料	○振込手数料	
委託料		○労務管理、経営分析等の委託料	
使用料及び料用料		○会議用会場、貨客兼用自動車、駐車場、物品等の使用料、賃借料及び損料 ○有料道路通行料	○懇親会場借料 ○事務所賃借料 ○事業以外の用途に供する賃借料及び損料
備品購入費		○ソフト事業遂行のため必要な機械器具等（委託・賃借等に対応できるものは除く）	

表1 補助金を交付しない場合

- 1 次に掲げる補助金等が交付されたことがある荒廃農地を再生し、農地中間管理機構を通じて利用権の設定等をする場合
ただし、利用権の設定等の期間が当初契約どおりの終期を迎え、農用地の所有者に耕作権が戻った後、耕作放棄地となった農用地の場合は、この限りではない。
 - (1) 農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）の別記2の「機構集積協力金交付事業」に基づく機構集積協力金
 - (2) 農用地利用集積促進事業実施要領（平成20年4月1日農第3003-1号）の別記「農用地利用集積促進事業実施基準」に基づく農用地利用集積促進奨励金
 - (3) 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の別紙1「耕作放棄地再生利用交付金に係る事業の実施方法」に基づく耕作放棄地再生利用交付金
 - (4) 耕作放棄地リフレッシュ促進事業実施要領（平成28年7月29日農構第30193-7号）の別記「耕作放棄地リフレッシュ促進事業実施基準」に基づく耕作放棄地リフレッシュ促進支援費
 - (5) 耕作放棄地再生利用総合対策実施要領（平成21年4月1日農第30193-1号）の別記「耕作放棄地再生利用総合対策実施基準」に基づく耕作放棄地再生利用総合支援費
 - (6) その他類似事業の実施による推進費等
- 2 利用権の設定等を受ける者が設定する者の世帯員である場合
- 3 構成員が同一世帯員のみで構成されている農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）に、その構成員（その世帯員を含む。）が利用権の設定等をする場合
- 4 農地所有適格法人の事業に常時従事している者又は農地所有適格法人の理事、業務執行権を有する社員若しくは取締役（その世帯員を含む。）が当該農地所有適格法人に利用権の設定等をする場合
- 5 利用権の設定等の対象となる農用地が、借賃の一括払いのため農業近代化資金、農業改良資金、日本政策金融公庫資金（農業経営基盤強化資金）の貸付け対象となっているか又は対象となることが確実であると認められる場合
- 6 賃貸借権・使用貸借権の設定・移転、農作業受委託等を受けてから荒廃農地となった農地又は1年以上経過した農地を再生利用する場合

荒廃農地再生利用・集積化促進対策の運用について

1 対象となる利用権設定等

期間借地の場合は、借地期間以外は耕作されていないこととなることから、本事業の要件である5年以上の農業上の利用の継続とはなじまないため、対象外とする。

したがって、集落営農組織等の構成員が利用権設定する場合も、通年借地を行い、表裏作とも集落営農組織として耕作、もしくは表作を個人で、裏作を組織で作付する等が必要である。

2 再生利用活動の着手

支援対象となる再生利用は、利用権設定等を前提とした農業上の利用が要件となるが、具体的な再生利用への着手については、権利設定等の制度手続が完了後に終わることが原則となる。

しかし、再生後の利用内容等により早急な再生利用の着手が必要となる場合等、時間的猶予のない場合には、少なくとも対象農地の所有者とその利用者もしくは機構との間で、面談、書面等による権利設定に係る合意が得られた時点以降の着手が望ましい。

3 下限面積

1筆、もしくは隣接する複数筆で一体的に耕作できる場合はその広がり概ね5a以上の土地を対象とする。

4 事業の完了

荒廃農地を借り受けた農業者等が、荒廃農地を耕作可能な状態に再生した時点で事業完了とする。（再生後、補助金を交付する。）

その確認については、現地確認、申請者からの写真提出によって行う。

5 5年以上の農業利用の確認

本事業により再生した荒廃農地については、再生利用に取り組んだ年から5年以上、農業上の利用を継続することを要件とする。

その確認については、農業委員会が実施する利用状況調査を基に各市町村長が確認することとし、併せて、5年以上の間、農業者等が農業上の利用を継続できるよう指導、支援等を行うものとする。

6 補助金返還

5における市町村長による指導、支援等を行った上で、さらに現場確認による耕作放棄、利用権等の5年未満の途中解約、返還免除とならない所有権移転の場合等、返還事由が判明した場合、すみやかに返還手続きを行うこととする。

7 中山間地域

中山間地域は、中山間農業ルネッサンス事業対象地域とし、以下のいずれかに該当する地域とする。

- (1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づき公示された特定農山村地域。
- (2) 山村振興法に基づき指定された振興山村。
- (3) 過疎地域自立促進特別措置法に基づき公示された過疎地域。
- (4) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域。